

毎週月. 水. 金曜日発行

富山県報

令和 7 年 8 月 29 日

金 曜 日

第5418号

目 次

規 則

- 富山県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則 1

告 示

- 指定納付受託者の指定 2
○指定公金事務取扱者の指定

規 則

富山県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 8 月 29 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第48号

富山県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
の一部を改正する規則

富山県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成15年富山県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第10号中「第 4 条」を「第 7 条」に改める。

様式第19号中「第 2 条各号」を「第 3 条各号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の富山県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関す

る法律施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(自然保護課)

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県告示第343号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の 2 の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 29 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
東京都港区海岸 1－7－1
S B ペイメントサービス株式会社
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
富山県キャッシュレス決済端末により行った富山県の行政手続きに係る申請手数料等
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間
令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 4 指定納付受託者を指定した日
令和 7 年 8 月 1 日

富山県告示第344号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 3 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17

号) 第151条の 2 の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 29 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

東京都港区海岸 1－7－1

S B ペイメントサービス株式会社

2 指定公金事務取扱者が納付事務を行う歳入等

富山県キャッシュレス決済端末により行った富山県の行政手続きに係る申請手数料等

3 指定公金事務取扱者が歳入等の納付事務を行う期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 指定公金事務取扱者を指定した日

令和 7 年 8 月 1 日
